委員会提出議案第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な 就学支援を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成29年6月28日提出

南相馬市議会議長 細田 廣様

提出者 文教福祉常任委員長 太 田 淳 一

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を 求める意見書(案)

東日本大震災から6年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

本事業の対象家庭は、全国 47 都道府県全てに上ります。福島県では、平成 28 年 10 月時点で約 2 万人もの子供たちが県内外で避難生活を送っています(福島県こども・青少年政策課公表)。また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など 広範囲の被災地でも、被災した多くの子供の就学支援が行われています。経済 的な支援を必要とする子供たちは多く、今後の継続した支援が必要です。子供 たち就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

「被災児童生徒就学支援等事業補助金」による就学支援は非常に重要です。 しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規 模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格 差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財 政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする 必要があります。

よって、南相馬市議会は下記の事項について、実現されますよう強く要望します。

記

1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

復興大臣 様 文部科学大臣 様 総務大臣 様 財務大臣 様